

# 16 生徒会会則

## 前 文

高等学校生徒会は学校教育活動の一環であり、その学校の教育課程に基づいて活動するものである。われらは北海道札幌西陵高等学校の教育目標に則り、

- 1 本校生徒であることを常に自覚し、健全で輝かしい校風樹立のために努力し、協力する。
- 2 校則を守り、常に自律的行動をすることによって秩序・規則を重んじ、清潔で礼儀正しい生活習慣を身につける。
- 3 学校生活の諸活動に積極的に参加することによって勤労の尊さを体得し、豊かな心身をはぐくむ。
- 4 将来に対する目的意識を常に持ち、主体的に学習し、創造の喜びを実現する。

われらは、この目標に向かって最善の努力をはらうことを誓い、ここに北海道札幌西陵高等学校生徒会の会則を制定する。

## 第1章 総 則

- 第 1 条 本会は北海道札幌西陵高等学校生徒会と称し、本校在籍生徒全員をもって構成する。
- 第 2 条 会員は、本会則を尊重すると共に前文の精神を自ら実践し、学校生活を充実向上させるため積極的に参加する。

## 第2章 組 織

- 第 3 条 本会は前章の目的達成のため、次の組織をおく。
- (1) 代議員会
  - (2) 拡大代議員会
  - (3) 生徒会執行部
  - (4) 常任委員会
  - (5) 議長団
  - (6) 部局長会議
  - (7) 選挙管理委員会
  - (8) 監査
- 第 4 条 本会は第 3 条の組織のほかに、生徒会執行部が必要と認めた場合、代議員会の承認を経て特別委員会を設置することができる。

(代議員会)

- 第 5 条 代議員会は、生徒会執行部、各ホームルームの委員長、副委員長で構成される。
- 第 6 条 本会は執行部役員およびその他の関係組織の委員長が出席し、議題の提案及び理由を説明する。
- 第 7 条 代議員は、各ホームルームで審議された議題についてはホームルームの意見を代表し、拡大代議員会における審議・議決内容についてホームルームに報告しなければならない。

第 8 条 本会は、次の場合には、臨時に開催することができる。

- (1) 生徒会執行部の要求があるとき
- (2) 代議員の 3 分の 1 以上の要求があるとき

第 9 条 本会は、生徒会執行部が招集する。ただし、運営・議決の方法は議事運営規程による。

(拡大代議員会)

第 10 条 拡大代議員会は生徒会執行部、各ホームルームの委員長、副委員長及び部局長で構成され、本会の最高議決機関である。

第 11 条 拡大代議員会は代議員会で提案された事項の審議、承認を行う。

第 12 条 拡大代議員会においては議長団が議事を司る。

第 13 条 拡大代議員会は生徒会長が招集し、拡大代議員会の議長は原則として拡大代議員会開催の 1 週間前までに審議、承認事項を全会員に公示しなければならない。

第 14 条 第 11 条の議事運営は議事運営規則による。

第 15 条 拡大代議員会は定例年 1 回とし、その議題は次の事項とする。

- (1) 年間活動計画に関する事項
- (2) 予算・決算及び会計の監査に関する事項
- (3) 部・同好会の改廃・新設に関する事項
- (4) その他の事項

第 16 条 代議員は本会の運営の監査及び会計監査をする。

(生徒会執行部)

第 17 条 生徒会執行部として次の役員をおく。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 会 長     | 1 名 |
| (2) 副会長     | 2 名 |
| (3) 書 記     | 1 名 |
| (4) 会 計     | 1 名 |
| (5) 文化委員長   | 1 名 |
| (6) 体育委員長   | 1 名 |
| (7) 生活安全委員長 | 1 名 |
| (8) 美化保健委員長 | 1 名 |

第 18 条 文化委員長、体育委員長、生活安全委員長、美化保健委員長は常任委員長とする。

第 19 条 会長、副会長、書記、会計、および常任委員長は、立候補による全会員の選挙によって選ばれる。任命は校長が行う。

第 20 条 会長は本会を代表し、生徒会執行部を統括すると共に、本会の活動を円滑に運営するため各組織との連携を密にし、活動全般にわたって企画立案および執行する任にあたる。

第 21 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任を代行する。

第 22 条 書記は、本会の記録、文書の取り扱いの責任者であり、各委員会の委員長と連絡調整にあたる。

第 23 条 会計は、本会の経理を担当する。

第 24 条 執行部役員会は会長が招集する。

(常任委員会)

第25条 常任委員会は、次のとおりとする。

- (1) 生活安全委員会－学校内における会員の生活規律の維持向上に努める。  
また、会員の安全に関する活動の企画運営にあたる。
- (2) 美化保健委員会－学校内の生活環境の美化、整備にあたる。  
また、会員の健康管理や健康に関する活動にあたる。
- (3) 文化委員会－会における文化的活動及び行事（西陵祭・生徒会機関誌）企画運営にあたる。
- (4) 体育委員会－会における体育的活動及び行事（西陵大会）の企画運営にあたる。

第26条 各常任委員会は、各ホームルームから選ばれた委員2名より構成され、次の役員をおく。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名
- (3) 書記 1 名

第27条 本委員会の委員長は会務の執行にあたり、具体的内容を、責任を持って協議し、会長・執行部との連絡を常にとりながら運営にあたる。

第28条 副委員長は委員長を補佐し、記録ならびに文書を取り扱う。

第29条 各常任委員会は、委員長が必要と認めた場合に招集する。

(議長団)

第30条 議長団は、各ホームルームの議長の中から選出し、計3名で構成される。

第31条 議長団は互選により議長1名、副議長1名、書記1名を決定する。

第32条 議長団は、拡大代議員会の議事を司り、議事録の整理にあたる。

第33条 議事運営規程は別に定める。

(部局長会議)

第34条 本会議は、各局・各部の代表者1名をもって構成される。

第35条 本会議は次の事項を提案する。

- (1) 活動状況の調査および連絡調整
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) その他、局・部・同好会に関する事項

(選挙管理委員会)

第36条 本委員会は各ホームルームより選出された1名によって構成される。

第37条 本委員会には、委員の互選により次の役員をおく。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名
- (3) 書記 1 名

第38条 本委員会は、会長、副会長、書記、会計、および各常任委員長の選挙を管理することを目的とする。

第39条 本委員会は次の業務をおこなう。

- (1) 選挙日程および要項の公示
- (2) 立候補者の受付と公示
- (3) 立会演説会の開催

(4) 投票、開票の管理および処置

(5) 選挙違反の防止および処置

第40条 選挙規程は別に定める。

### 第3章 任 期

第41条 各委員の任期は次の通りとする。

(1) 生徒会執行部は10月1日より翌年の9月30日までとする。

(2) 議長団、選挙管理委員会は4月1日より翌年の3月31日までとする。

(3) 各常任委員は4月1日から9月30日まで、10月1日から3月31日までの2期制とする。

第42条 第41条の各委員は、他の委員を兼任できない。

### 第4章 会 計

第43条 本会の活動に必要な諸経費は、入会金、会費、事業収入によってまかなうものとする。

第44条 会員は毎月定められた会費を納入しなければならない。

第45条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

### 第5章 改 正

第46条 本会の会則は拡大代議員で審議し、の3分の2以上の賛成で承認する。

### 第6章 附 則

※ 本会の規約は、令和8年4月1日より施行する。